

三田市都市計画法施行条例新旧対照表

現行		改正案											
<p>第1条～第5条 省略 (土地利用計画の変更申出の手続)</p> <p>第6条 前条の規定による申出をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に申し出なければならない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第2項に規定する<u>土地利用計画の変更案の作成は、都市計画マスタープランの見直しと合わせて実施するものとする。</u></p> <p>第7条～第18条 省略 別表第1～別表第2 省略 別表第3 (第7条、第8条関係)</p>		<p>第1条～第5条 省略 (土地利用計画の変更申出の手続)</p> <p>第6条 前条の規定による申出をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に申し出なければならない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第2項に規定する<u>申出に係る区域の土地利用計画の変更案(以下「変更案」という。)の作成及び変更案に基づく当該区域の土地利用計画図の作成は、随時実施するものとする。ただし、全体の土地利用計画図の更新は、都市計画マスタープランの見直しと合わせて実施するものとする。</u></p> <p>第7条～第18条 省略 別表第1～別表第2 省略 別表第3 (第7条、第8条関係)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> <p>次の各号のいずれにも該当する住宅のうち、この条例の施行日の後に除却された住宅の敷地(その所有者が当該住宅を除却する前に規則で定める申出を行い認められた敷地に限る。)で規則で定めるものにおいて、除却した当該住宅と同一の用途及び同一の規模以下で建築するもの</p> <p>(1) 平成10年7月30日以前に建築された住宅</p> <p>(2) 除却時に使用する者を限定しない住宅</p> <p>(3) 除却時に空家等である住宅</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	建築物	1	<p>次の各号のいずれにも該当する住宅のうち、この条例の施行日の後に除却された住宅の敷地(その所有者が当該住宅を除却する前に規則で定める申出を行い認められた敷地に限る。)で規則で定めるものにおいて、除却した当該住宅と同一の用途及び同一の規模以下で建築するもの</p> <p>(1) 平成10年7月30日以前に建築された住宅</p> <p>(2) 除却時に使用する者を限定しない住宅</p> <p>(3) 除却時に空家等である住宅</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> <p>次の各号のいずれにも該当する住宅のうち、この条例の施行日の後に除却された住宅の敷地(その所有者が当該住宅を除却する前に規則で定める申出を行い認められた敷地に限る。)で規則で定めるものにおいて、除却した当該住宅と同一の用途及び同一の規模以下で建築するもの</p> <p>(1) 平成10年7月30日以前に建築された住宅</p> <p>(2) 除却時に使用する者を限定しない住宅</p> <p>(3) 除却時に空家等である住宅</p> </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> <p>次の各号のいずれかに該当する者が、市街化調整区域内の土地で規則で定めるものにおいて、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>本市外から転入する者で、移住・定住の促進に資するものとして市長が認める者</u></p> <p>(2) <u>開発区域周辺の市街化調整区域内に通算して10年以上居住する者で、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等をする者</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	建築物	1	<p>次の各号のいずれにも該当する住宅のうち、この条例の施行日の後に除却された住宅の敷地(その所有者が当該住宅を除却する前に規則で定める申出を行い認められた敷地に限る。)で規則で定めるものにおいて、除却した当該住宅と同一の用途及び同一の規模以下で建築するもの</p> <p>(1) 平成10年7月30日以前に建築された住宅</p> <p>(2) 除却時に使用する者を限定しない住宅</p> <p>(3) 除却時に空家等である住宅</p>	2	<p>次の各号のいずれかに該当する者が、市街化調整区域内の土地で規則で定めるものにおいて、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>本市外から転入する者で、移住・定住の促進に資するものとして市長が認める者</u></p> <p>(2) <u>開発区域周辺の市街化調整区域内に通算して10年以上居住する者で、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等をする者</u></p>
区分	建築物												
1	<p>次の各号のいずれにも該当する住宅のうち、この条例の施行日の後に除却された住宅の敷地(その所有者が当該住宅を除却する前に規則で定める申出を行い認められた敷地に限る。)で規則で定めるものにおいて、除却した当該住宅と同一の用途及び同一の規模以下で建築するもの</p> <p>(1) 平成10年7月30日以前に建築された住宅</p> <p>(2) 除却時に使用する者を限定しない住宅</p> <p>(3) 除却時に空家等である住宅</p>												
区分	建築物												
1	<p>次の各号のいずれにも該当する住宅のうち、この条例の施行日の後に除却された住宅の敷地(その所有者が当該住宅を除却する前に規則で定める申出を行い認められた敷地に限る。)で規則で定めるものにおいて、除却した当該住宅と同一の用途及び同一の規模以下で建築するもの</p> <p>(1) 平成10年7月30日以前に建築された住宅</p> <p>(2) 除却時に使用する者を限定しない住宅</p> <p>(3) 除却時に空家等である住宅</p>												
2	<p>次の各号のいずれかに該当する者が、市街化調整区域内の土地で規則で定めるものにおいて、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>本市外から転入する者で、移住・定住の促進に資するものとして市長が認める者</u></p> <p>(2) <u>開発区域周辺の市街化調整区域内に通算して10年以上居住する者で、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等をする者</u></p>												